

国民健康保険 後期高齢者医療制度に

関するお知らせ

国保 国民健康保険 後期 後期高齢者医療制度

国保 後期 納入通知書を 郵送します

令和7年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料(75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象)の納入通知書を7月8日から順次郵送しています。国民健康保険料は世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様)に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

納入通知書は、保険料の金額のほか、納付方法や納期限などをお知らせするものです。

国保 後期 限度額適用認定証の更新

医療費の自己負担額には、世帯の所得等に応じた区分により、1か月ごとに限度額が定められています。限度額を超えて払った分は、高額療養費として後日支給されます。入院や高額な外来診療を受ける場合、マイナ保険証または「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を事前に提示すると、医療機関の窓口で支払う金額が各世帯の限度額までとなったり、入院中の食事代が減額されたりします。

現在発行されている認定証の有効期限は最長で7月31日(木)までです。

■マイナ保険証をお持ちの方

医療機関での受付時に限度額情報の提供に同意すればお支払いが限度額までとなるため、認定証の更新手続きは不要※です。

■マイナ保険証をお持ちでない方

●国民健康保険の方

8月1日(金)から有効な認定証が必要な方は、7月15日(火)以降に保険証もしくは資格確認書を持参して保険年金課(市役所1階6番窓口)で申請してください。

●後期高齢者医療保険の方

令和6年12月2日から、認定証の新規発行は終了し、代わりに資格確認書に限度額の区分を記載できるようになりました。既に認定証を持っており、世帯の構成や収入に変わりがない方については、7月下旬に発送される資格確認書へ自動的に区分が記載されます。新規で限度額の区分記載を希望する方は、7月24日(木)以降に資格確認書(または有効期限内の保険証)を持参して保険年金課(市役所1階6番窓口)で申請してください。

※住民税が非課税で申請月以前12か月の入院日数が90日を超える方や、住民税の滞納がある世帯などは、マイナ保険証の保有にかかわらず申請が必要です。

☎保険年金課医療給付係・内線1401

●収入がなかった方も申告を

世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階36番窓口)または保険年金課(市役所1階6番窓口)で申告をしてください。

●収入がなかった方も申告を

国保 70歳〜74歳の資格情報のお知らせ／高齢受給者証を郵送

70歳〜74歳の方で、マイナ保険証(保険証の利用登録をした

後期 資格確認書を郵送

現在発行されている被保険者証(青竹色)および資格確認書(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(木)です。8月1日(金)から使用できる新しい資格確認書(藤色)を、すべての方へ、7月下旬ごろに特定記録郵便で郵送します。有効期限が切れた古い被保険者証や資格確認書は、裁断して処分してください。

なお、今回送付する資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日(金)です。券面に記載の自己負担割合は、令和6年中の所得をもとに判定します。

☎保険年金課医療給付係・内線1401

国保 加入・脱退などの手続き

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険以外の保険に加入した場合、脱退の手続きが必要です。会社等で手続きを代行することはありません。



また、退職などで加入していた健康保険の資格がなくなったときは、国民健康保険の加入手続きが必要です。

●手続きに必要なもの

▼立川市の国民健康保険を脱退する場合Ⅱ▼立川市の国民健康保険の保険証または資格確認書▼新しく加入した健康保険の保険証または資格確認書、資格情報のお知らせ(全員分。コピー可)▼立

東京都シルバーパス更新手続き

現在シルバーパスをお持ちの方には、7月から8月にかけて東京バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が届きます。更新を希望する方は案内に記載の手順に沿って手続きをしてください。引き続き、1,000円パスの更新をする場合には、住民税の課税状況等の確認が必要です。今年度から「郵送申請」に加えて、「電子申請」が選択できるようになりました。払込票による入金を含めて全ての手続きが完了した方から8月中旬以降、順次新しいパスが送付されます。



なお、20,510円の利用者負担額は10月以降、制度見直しまでの措置として12,000円に引き下げられます。

☎東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03(5308)6950〔土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時〜午後5時。9月末までは午後6時まで〕

証明書はコンビニ交付サービスが便利

課税・非課税証明書※は、マイナンバーカードを使用するコンビニ交付サービスでも取得できます。発行手数料は窓口の半額(150円)です。ぜひご利用ください。

※シルバーパスの申し込みや更新の際、非課税証明書等の代わりとして、介護保険料の納入通知書、決定通知書を使用できます。

☎戸籍住民課業務改革推進係・内線1360



「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送します

ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減が見込ま



れる国民健康保険被保険者の方には「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月下旬に郵送します。このお知らせは4月に処方された薬(新薬)の名称、用量、自己負担相当額とその薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を試算したものです。ジェネリック医薬品を希望する際は、かかりつけの医師、薬剤師にご相談ください。

☎保険年金課業務係・内線1390

